

韓国における土壤微生物資材の利用状況とその認証制度

1 (独)農研機構 中央農業総合研究センター

2 韓国農村振興庁 農業科学院農業環境部

¹ 橋本 知義 (はしもと ともよし)

² Park KWANG-LAI (ぱく かんれ)

はじめに

韓国における微生物を用いた防除剤(材)のあり方は、①生物農薬として登録する微生物農薬(農村振興庁告示第2014-15号)、②副産物肥料として登録する微生物肥料(第2014-13号)、および③土壤改良・作物生育用あるいは作物病害虫管理用有機農業資材として公示または品質認証する微生物資材(第2013-13号)の三つに区分される(図-1)。このうち③に分類される資材は農薬登録することなく有機農業用認証資材としても利用が可能である。これらの区分は営農者にとって多様な資材の中から防除効果の期待できる資材を仕分け、利用するうえでの目安となる。本稿では韓国の親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律(第12515号)に基づく有機農業資材公示および品質認証にかかわる制度、および全羅南道における微生物資材利用状況について紹介したい。

I 韓国の親環境農業推進の経緯

韓国では作物の収量増大、品質向上、そして病害虫防除のために、1970年代のグリーン革命(食糧増産)、1980年代の白色革命(施設園芸推進)を進めてきたが、残留農薬や化学肥料の過剰施用による環境問題から、IPMやICMによる「親環境農業」推進の気運が高まった。親環境農業とは、農薬と肥料を適切に利用して、水、空気、土壌の汚染を最小化し、持続的な農業生産力を維持し、生態系を保全するとともに、農業所得を保障しながら食の安全性を満たす農業と位置づけている。1997年、親環境農業有成法を制定し、2001年からは親環境農業育成5か年計画を推進している(現在は第3次(2011-2015)計画期間中)。2011年には民間への品質認証業務委託、審査手続きへの現場審査導入、流通資材の事後管理と罰則規定の導入、目録公示資材と品質認証資材の区分管理等を追加した。品質認証業務を民間にゆだねることとしているが、品質認証機関に対する行政処分、あるいは公示・認証をとった者あるいはその製品の流通業者

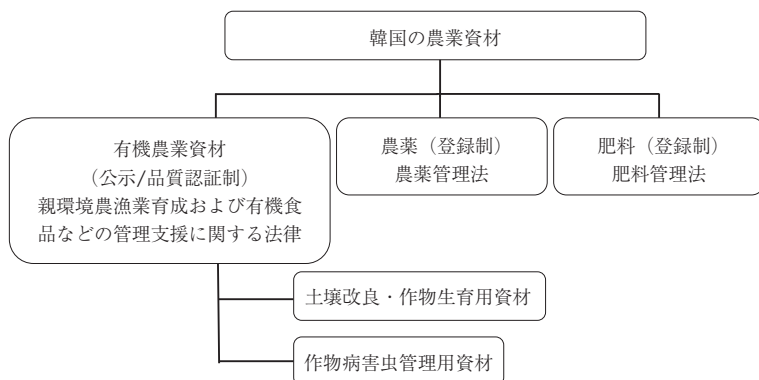


図-1 韓国微生物資材の区分